

保護者のみなさまへ

令和2年度 就学援助のお知らせ

人吉市教育委員会

人吉市教育委員会では、子どもたちが安心して学習ができるよう、経済的な理由で就学が困難な児童及び生徒の保護者の方に対し、学用品費・給食費・修学旅行費等の援助を行う就学援助制度を設けています。

対象者・申し込みについて

- 対象者は人吉市に住所を有しており、下記の表のいずれかに該当する世帯です。
- 人吉市教育委員会または学校から就学援助申込書をもって、必要事項を記入します。
- 下記の表を参考にして、該当する書類を添付してください。（所得課税証明書は手数料が必要です。）
- 現在、就学援助を受給されている方も、新たに申し込みが必要です。
- 記載内容や添付書類に不備があった場合は、審査保留となります。審査保留の期間が一定期間以上を経過しますと申請却下となる場合がありますので、ご注意ください。

対象世帯		添付書類			
		世帯全員の所得課税証明書 (取得時点で最新のもの)	税の減免通知書の写し	児童扶養手当証書の写し	各証明書等
1	生活保護の停止・廃止があった世帯				停止・廃止決定通知書の写し
2	市町村民税非課税世帯	○ (課税額が記載されたもの)			
3	市町村民税減免の世帯	○	○		
4	個人事業税減免の世帯	○	○		
5	固定資産税減免の世帯	○	○		
6	国民健康保険税減免の世帯	○	○		
7	国民年金保険料免除の世帯	○	○		保険料の免除承認通知書の写し
8	生活福祉資金を借りている世帯	○			貸付証明書の写し
9	児童扶養手当の受給世帯	○		○	
10	収入が少ない・不安定だったり災害や長期療養など特別な事情で生活が苦しく学用品費の支払いに困っている世帯	○			特別な事情がわかる書類

※各種年金（遺族年金、障害年金）を受給されている場合には年金証書の写し、または、年金支給通知の写しが必要です。

※所得課税証明書は人吉市役所以外で取得しなければならない場合があります。

(令和2年5月までの申請の場合、平成31年1月1日現在で住所がある市区町村役場、令和2年6月以降の申請の場合、令和2年1月1日現在で住所がある市区町村役場で世帯全員の所得課税証明書を取得していただく必要があります。)

提出について

世帯	提出先	提出期限
新小学1年生、新中学1年生が1人でもいらっしゃる世帯	人吉市教育委員会	令和元年12月27日(金)まで
その他の世帯	就学している小中学校	令和2年1月24日(金)まで

詳しくは、人吉市教育委員会 学校教育課 教育係へお尋ねください。

TEL 22-2111 (内線5223)